

様式（第6条関係）

会 議 録

会議の名称	第4回小金井市子ども家庭支援センター運営協議会
事務局	子ども家庭部子育て支援課
開催日時	平成28年5月19日（木） 午前10時から正午まで
開催場所	小金井市保健センター 大会議室
出席者	会長 馬場幸子 副会長 古源美紀 委員 野崎玲子 委員 黒木由美 委員 諸澤恭子 委員 高木有希 委員 壽原重熙 委員 森 修子 委員 中村悠子 委員 田口正治
事務局	梶野子育て支援課長（途中退席） 福井子育て支援係長 笠井支援センター長 水野主任 松藤ゆりかごマネジャー 榎本（ファミリー・サポート・センター）
傍聴の可否	○可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可の理由	
会議次第	1 子ども家庭支援センターの運営について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名 (主な発言要 旨等)	別紙のとおり
提出資料	資料13 平成27年度子ども家庭支援センター事業報告 資料14 平成28年度小金井市子ども家庭支援センター 事業計画
その他	なし

平成28年5月19日

○事務局 本日は大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。子ども家庭支援センター長の笠井です。いつもお世話になっております。

会の開催前に事務局から連絡事項がございます。

まずはお願い事でございます。この協議会は会議録を公開しております。その関係で発言を録音させていただきますのでご了承ください。また、どなたの発言かがわかるように、発言される前にお名前をよろしく願います。

次に、職員紹介をさせていただきます。

今年度、人事異動がございまして、子ども家庭部長、子育て支援課長に変更がございました。ご紹介させていただきます。子ども家庭部長が佐久間育子部長から河野律子部長が就任されております。大変申しわけございませんが、本日は議会が開催されているため、欠席させていただいております。

続きまして、子育て支援課長からご挨拶させていただきます。よろしく願います。

○事務局 皆様、こんにちは。4月1日付で子育て支援課長を拝命いたしました梶野と申します。本日は部長も異動でご挨拶申し上げるべきところ、臨時会が開かれるということで欠席させていただいております。大変申しわけございません。

委員の皆様には、日ごろより、市の子育て支援、また、この子ども家庭支援センターにご理解、ご協力いただきましてまことにありがとうございます。本日も協議会ということで活発なご意見をいただきたいと思います。私も臨時会のほうに出席しなければなりませんので、この後、退席させていただきます。大変申しわけございません。

今後ともよろしく願います。

○事務局 それでは、引き続き事務局のほうの自己紹介をさせていただきます。

○事務局 子育て支援課子育て支援係長をしております福井と申します。よろしく願います。

○事務局 センター長の笠井です。よろしく願います。

○事務局 子ども家庭支援センターのワーカーをしております水野です。よろしく願います。

ます。

○事務局 子ども家庭支援センターの親子遊びひろば、ゆりかごと、ファミリー・サポート・センターのマネジャーの松藤と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局 ファミリー・サポート・センター、アドバイザーの榎本でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局 よろしくお願いいたします。

それでは、協議会に移らせていただきます。会議の進行は会長にお願いしたいと思っております。馬場会長、お願いいたします。

○馬場会長 おはようございます。東京学芸大学の馬場です。座ってさせていただきます。

ただいまから第VI期第4回小金井市子ども家庭支援センター運営協議会を開催させていただきます。

本日は、皆さん、大変お忙しい中、ご出席くださりましてありがとうございます。

まず、議事に入る前に、資料について事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 笠井です。資料の確認をいたします。

本日は、次第が1枚、名簿と席次が両面になっているものが1枚、資料13、14と番号が振っているものが1部ずつとなっております。本日資料をお持ちでない方がいらっしゃれば、ご用意がありますので、お申し出ください。

あと、テーブルの上にティッシュとサインペンが置いてあるかと思います。これはまた後ほどご説明させていただきます。皆様のほうで持っていかれてください。お願いいたします。

事務局からは以上です。

○馬場会長 ありがとうございます。

それでは、ここからは会議の次第に沿って進めていきたいと思っております。

まず、1つ目、平成27年度事業報告について、事務局からお願いいたします。

○事務局 笠井です。平成27年度子ども家庭支援センターの事業報告をさせていただきます。資料13をお手元にお願いいたします。

まず初めに、総合相談の相談件数です。昨年度より全体的に少なくなっております。平成27年度、実件数が428件、延べ件数が3,197件となっております。子ども家庭支援センターの職員数が増えました平成25年度から見ても、この3年間の中では一番少ない数値となっております。

内訳を見ても、養護相談の虐待相談が、昨年107件から121件と増加が見られておりますが、養護相談の養育困難相談は、昨年134件から66件と減少しております。平成27年度からの内訳の割合を見ても、平成25年度の養護相談は、全体468のうちの、虐待相談139と117を合わせた割合が54.7%を占めておりましたが、平成26年度は47.5%、平成27年度は43.6%と推移しております。養護相談の内訳は年々減少している経緯が見られております。かわりに育成相談が多くなっております。平成25年が66件だったのに対して、26年度は139件、これが全体の27.4%に当たります。平成27年度は128件ということで、全体の29.9%に当たっております。要保護児童数につきましても、児童数は減少しているところです。平成26年度420名でしたが、今年度は340名となっております。

昨年度は、子ども家庭支援センター内の人事異動や育休、産休もございまして、人の入れかわりがありました関係から、業務を教えつつ、相談事業を受けてきたということもありまして、数を出したときに、現場職員としてはもう少し多かったような印象を持っております。数の減少は、相談する方が減ったということで考えますと、虐待や養育困難家庭が減った、または自分で解決できるなど、対処のできる人が増えたというふうにも捉えることもできますが、全国的に児童虐待の相談が増えている中、小金井市だけ減っているというのはちょっと考えづらいのかと思います。背景としてどのようなことが考えられるかということの子家センター内で考えましたところ、今、関係機関の対応力がかなりついてきているのかと思われるところもございまして。

また、件数は減少しているのですけれども、一つ一つの事案が、困難性が高かった印象がございまして、後でもご説明いたしますが、相談年齢層が上がってきていまして、簡単に対処できない事案が増加しているように感じております。

次に、親子ひろば、ゆりかごの相談でございます。平成26年度に比べ、平成27年度は441件と増加しております。ひろばでは、平成25年度から一定程度事業を見直しまして、改変してきたところでございます。平成26年度には相談件数が減少いたしましたが、平成27年度は職員がひろばに積極的に出ることができまして、相談件数が増えてきているかと思っております。

専門相談です。2ページになります。専門相談は、平成25年度に発達相談、こころの相談、助産師相談の3種類を実施しておりましたが、ここの表の下にも書いてありますが、一昨年終了させていただきまして、現在はこころの相談の1つを実施しております。こちらの相談につきましては資料のとおりですが、市民のニーズの高い事業でありまし

て、積極的に、利用をしているところでございます。

次に、育児不安親支援事業（ひだまり）でございます。10組の定員ですが、昨年度は8組の登録でございました。また、お子さんの小さい方もいらっしゃるの、子どものご病気や、お母様自身の体調不良などで欠席の方も多かったため、非常に参加の人数が少なくなっております。利用者は年々減少傾向にある事業ですが、生育歴の中で、親御さんとの関係が難しかった方が、自身の子育てや家族の悩みを話せる場というふうになっております。参加された方が、この事業を通して、人に話すことに自信をつけ、他に相談者を見つけることができている方もおりますため、子育て支援、または虐待防止の視点からは必要な事業と考えております。

次に、年齢別相談対象者です。中間報告でもお話いたしましたでしたが、本年度は16歳から18歳の相談件数が増加しております。その背景としましては、要保護、要支援児童として経過を見ていた児童が高校に進学したことが挙げられます。また、13歳から15歳の相談件数も増加が見られておりまして、全体的な相談年齢層が高くなっております。主には家庭内のトラブルの相談や、不登校を含む学校に関するご相談がございます。これは印象ですけれども、そういったご相談の児童の中に発達障害などを含む、もともとお子様の要因があるご家庭が、お子様の年齢が上がって大きくなるにつれ、家庭内で対処できなくなってきているといった事案が増えているように感じております。児童年齢が上がってくると、児童ご本人への介入も難しくなってきていまして、話をしたがらなかったり、上手なうそをついてしまったりといったこともございますので、子ども家庭支援センターの介入も非常に難しい状況です。

非行関係は、今まだこちらで対応ができておりませんで、少年センターや精神疾患などを含む可能性がある事案につきましては保健所などにつなぐなどして、他機関へつないで対応しているところでございます。

次に、子ども家庭在宅サービスの提供・調整に入ります。育児支援ヘルパー派遣事業です。定着してきた事業でございまして、利用者数は同推移で経過をしております。

次、子どもショートステイ事業でございます。今年度は利用人数22名で、61泊の利用がございました。申請件数が23件と、利用人数より多いのですが、これは申請と施設見学までしていただいたんですけれども、直前になってキャンセルがございました事案です。利用者を見てみますと、要保護児童、要支援児童の家庭が多く、また、ひとり親家庭の方がよく利用されております。利用の理由としましては、育児疲れや母親の病気と

いった形での利用が言われております。

次が、要支援家庭サポート事業、養育支援訪問事業でございます。大変申しわけありませんが、ここで数字の訂正をよろしくお願いいたします。平成27年度、一番下になります。養育支援ヘルパー派遣実人数ですが、17件とございますが、こちらは14件に訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。

こちらの事業ですが、平成27年度は専門相談（訪問）が54世帯、養育支援ヘルパーが14世帯となっております。専門相談（訪問）は、子ども家庭支援センター職員が家庭にご訪問している世帯数になります。なので、専門相談（訪問）と養育支援ヘルパー派遣に関しましては世帯が重複しております。支援が必要な家庭に対して、職員がその家庭に入り、一緒に支援を考える事業でありますので、その件数に関しましては、年度年度、人数の変化がございます。

次に、地域組織化事業の親子遊びひろばになります。こちらは年間利用人数が2万3,419人と、昨年に比べ1,500人弱の増加が見られております。平成26年度から平成27年度にかけて、事業の変更はございませんでしたが、遊びのプログラムのボールプールや季節行事のイベントといった事業の回数を増やした関係もございまして利用者人数が増えたと思っております。各事業実績につきましては、定員数もございますのであまり大きく変化はございません。資料のとおりとなっております。

ファミリー・サポート・センター事業です。会員数が年々増加しておりまして、平成27年度、協力会員、依頼会員、両方会員合わせまして1,645名の登録をいただいております。

活動状況ですが、保育所・幼稚園への送迎というものが、平成27年度724件と、前年度、前々年度に比べ、増加しております。この背景には、仕事をする女性が増えていることと、仕事の時間の幅が広がっているため、こういった事業の活用に至っていると考えられています。また、子どもの習い事や学校行事及び学校等の休み時の援助といった項目にも627件と、前年度、前々年度と比べ、多く見られています。こちらは、子どもの習い事の援助が多く、習い事の送迎などを心配している親御さんが増えているということが背景に挙げられます。総活動状況も3,340件で増加しており、市民のニーズの高い事業となっております。会員に対する講習会等の開催、広報誌の発行などは資料のとおりでございます。

他機関との連携についてです。要保護児童対策地域協議会については資料のとおりで

す。昨年度、実務者会議が3回の実施になっておりまして、ケース検討会議は年間40回の実施でございました。研修会につきましては、臨床心理士の先生をお招きして、「虐待の影響2～子どもへの関わりを考える～」ということをテーマにし、実施しております。49名の参加をいただきました。

関係機関連絡会につきましては、26年度から27年度に変更がございませんので、資料のとおりとなっております。

次に、運営協議会についてです。平成27年度も2回の開催をさせていただきました。協議事項につきましては資料のとおりでございます。

次です。10ページ目、児童虐待対応です。児童虐待相談の虐待種別を載せさせていただいております。中間報告でもお伝えしておりますが、例年に比べて心理的虐待が増加をしております。これは、全国的に夫婦間の暴力などを子どもに見せることは心理虐待に当たるとの考え方から、こちらの件数が増えてきていると思われます。また、泣き声のみの通告内容の場合は心理虐待として対応しておりますので、その分も件数が増えているというような状況です。

通告先ですが、今年度は学校からの通告が多く見られております。一番多いのが近隣・知人で26件ですが、学校からの通告も25件ということで、同じぐらいの通告を学校からもいただいております。

報告は以上になります。お願いいたします。

○馬場会長 ありがとうございます。それでは、ここから、ご質問、ご意見等をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○壽原委員 壽原です。1ページ目に要保護児童数がありますよね。これは要保護児童に限定しているんでしょうけれども、お話の中で、要保護、要支援の児童が、例えばショートステイへの利用が多いという話がありましたけれども、要保護とか、要支援とか、話には出ませんでしたけれども、特定妊婦というのが、法定の3つのカテゴリーというか、考え方、これはセンター内でどういうふうに把握というか、明確にリストで、このお子さんは要保護、このお子さんは要支援とか、この妊婦は特定妊婦ということで、すごくはっきりしているんですか。

それから、それは例えばおしまいがあわけて、ずっと累積するわけでもないと思うんですけれども、先ほど、高校生の年齢の子たちが多いというのは、要保護、要支援の子が高校進学したというお話がありましたけれども、例えば終了なんかはどういうふう

に判断しているか。要するに3つの子どもたちの把握の仕方、前にも聞いたことがあるかもしれませんが、もう一度簡単に教えてほしいことが1点。

それから、1ページの②のゆりかご保育士による相談の、電話相談、面接相談で433ということですがけれども、ひろばで、いろんなケースがあると思うので、ちょっと座りながら、子どもを間に挟んで会話を職員がするというので、どんな感じで、相談室に場を改めて行って、はい、相談ですよみたいなものばかりじゃないと思う。ひろばでほんとうにさりげなくやっているような、職員のほうとしてはこれが明確な相談だという、相談意図があるという把握の仕方をしてカウントしているのかどうか、その辺の押さえ方、その2点を、簡単でいいですから教えてください。

○事務局

笠井です。1点目の、要保護児童の把握の仕方ということですがけれども、要保護児童、要支援児童、あと特定妊婦の区分けですが、小金井市は、要保護児童の中に要保護と要支援が入っている状況で、もちろん特定妊婦も、この3つが入っている状況で要保護児童として扱っているというのが現状です。

何度か壽原委員からご指摘をいただいております、ここのすみ分けをきちんとしていくべきだろうということで、今、動き出しているところですが、児童相談所との連絡会とか、進行管理等が、年4回あるんですけれども、そちらのほうでも、児童相談所から要保護の児童のみを出してほしいというふうな依頼も受けておまして、やはりそのすみ分けをしていく必要性が出てきています。

そのすみ分け方ですが、要保護というのは虐待事案という形の色が濃いものですから、虐待事案は全員要保護で、ちょっとグレーゾーンで悩むところが、養育困難事案の、ネグレクトなのか養育困難なのかというところが、まだきちんとすみ分けができていませんで、ケースワーカーの情報の中で、児童相談所にも知っていてほしい、どこかで介入する可能性が高いという事案に関しては、要保護のほうに入れていくというような考え方をしています。

要保護、要支援に関しての明確なすみ分けについて、他市の方にも少しご意見をいただきたいと思ってご相談したんですけれども、明確な基準で分けているというところのご意見が、26市全体ではなく、児童相談所が、9市管轄していらっしゃるの、その9市の中でご意見をいただいたところ、明確にきちんと基準を設けて分けているというところはあまりなかったのが実態でございました。どこの市でもおそらく、虐待というのははっきりわかるのでやりやすいのですけれども、グレーゾーンのすみ分けといったと

ころは、どこもまだ明確な基準というものはなく、ワーカーさんや、協議の中でリスクが高いというところで挙げている状況です。実際、小金井市のほうも、そういった明確な基準はない中、可能性を考えて要保護に挙げているというような状況です。

終了の仕方ですけれども、一定程度関係ができてきて、関係機関との連携が非常にスムーズに行き始めた事案については、関係機関の方に見守りをお願いして、また何か動きがあったときにつないでいただくということで、一回終了させていただいています。長い期間持っていて、中学生とか高校生に、ほんとうに何年もの間かけて対応している方については、わりとお子さんに障害があらわれていて、定期的に親御さんからお子さんに関する相談が入る方に関しては、長く支援していくというか、話を聞くというのが主ですけれども、病院同行させていただいたりとか、定期的に話を聞いたりということで、関係性があるので、終了せずに経過を見ているというのが現状になっております。

こちらからは以上です。

○事務局

ゆりかごの松藤です。ひろば相談・面接相談というところですが、まず、私どもは、ひろばの中でお母さんたちから声をかけてこられて、例えばおむつ外しはどうするんですかという、テクニク的なところからお話を伺うことが多いですので、改めて場所を、相談室という形はとっておりません。ただ、そのときのお母様の状況で、ひろばの中でお話を聞きづらいというときには、相談室があいているときは相談室に移動という形をとります。

また、お話を聞いていくうちに、これは私たち、ひろばのスタッフではお話は難しいな、例えば心理のほうだったり、それから、お子さんの発達上のことは、この建物内に専門家がたくさんおりますので、つなげるという作業をしています。ひろばの中でお話を伺うのは、例えば、夜泣きがすごくて、どうして解消していけばいいんでしょうという、それは1カウントしますが、実はその奥には、お母さんご自身が育児疲れがたまっていて、夜泣きが大変というようなこともありますので、カウントをしていきます。というのが一番多いのかと思っています。よろしいでしょうか。

○壽原委員

ありがとうございます。壽原ですけれども、今のに関連して、いいですか。

前段の話ですけれども、確認ですけれども、この要保護児童というのは3つ、支援も特定妊婦も含めた数字であるということですね。なぜ聞くかという、たしか法律できちんと定めてあって、関係機関が持っている、その児童に関する情報提供を求めることができる、正確な情報はちょっと手元にないんですけれども、それなりに法的な裏づけ

があって、通常であれば、例えば学校さんに対して、いや、これは学校教育の中の話で、やたらに情報を出せないと、それは普通のことだと思うんですけども、認定というのか、この辺が私もよくわからないんですけども、この法25条の、特に支援が必要だと定めた児童に関しては、それなりに他機関に対して強く出るというか、強い協力要請ができると思うんです。それだけにここが曖昧になっていると、ケースワーカーの中で、子家センだけが通常の業務で知っていること以外、他機関からその情報があればこういう対応ができたのになど、後から悔いが残るようなことが結構起きるんじゃないかという心配があるので、ここを明確にするのはなかなか悩ましいところだということはわかるんですけども、工夫をしていただきたいなという意味で質問しました。

以上です。

○黒木委員 黒木です。お聞きしたいんですけども、先ほどの、要保護児童とおっしゃっていますが、もう一度教えていただきたいんですけど、3つ入っているということだったんですが、この3つというのは特定妊婦、あと2つは。

○事務局 要保護児童と要支援児童という考え方です。

○黒木委員 ありがとうございます。

○高木委員 高木です。また質問になってしまうんですけども、先ほど壽原委員の質問で、笠井さんがお答えしていただいていた部分で、ちょっと気になったのが、虐待の件数などが年々年齢が上がっていることをおっしゃっていただいたんですけども、終わりのケースにもちょっと重なるかもしれないですが、プラス発達障害が後からわかったケースが多いということだったんですけども、例えば子家センで18歳まで見られますよね。でも18歳を過ぎたときはどのように、どの機関に引き継いでいくのかというのが一つ気になったのと、あと、子家センだけじゃないと思うんですよね。発達障害などが絡んでくると、きらりさんや別の機関とも多分連携をとらないといけなくなると思うんですけども、もちろん学校以外の機関で。なので、ちょっとその辺が気になったので教えていただければと思います。

○事務局 笠井です。ありがとうございます。まだ小金井の子ども家庭支援センターで18歳まで対応して送り届けるというか、次につないでいるケースというのは、今、1件、2件ぐらいしかないんですけども。1ケースは、やはり障害がもともとおありの方だったので、障害者センターのほうに対応をお願いして、1年かけて引き継いでいったというような形をとらせていただきました。もう1ケースは、児童と直接つながってなくて、

お母さんとつながっている関係から、お母さんの相談先としてどこかないかというところで、保健所さんをご案内したりしていますが、うまくつながりづらいというのが現状で、電話がかかってくる分には、対応しているんですけども、こちらからお電話を差し上げるということは、18歳以上の児童の方に関してはしていないというのが現状です。ただ、今、子ども家庭支援センターで、大きくなってまでかかわられているお子さんに関しましては、診断がついていない方もいらっしゃいますし、きちんと病院通院をしていらっしゃる方もいるんですけども、やはり障害者センターさんに引き継いでいく形になりそうだなというふうには思っています。

○高木委員 病院を紹介するっていうのはなくて。

○事務局 そういうこともします。

○高木委員 ありがとうございます。

○事務局 18歳以上で、病院で、そこからつなげるのはなかなか難しいので、その前には動いていることが多いです。

○高木委員 本人の意思があるかないかという。

○事務局 そうですね。親御さんとも話してという形にはなるんですけども。

○高木委員 18歳までということは、例えば19歳以上、19、20歳のお子さんをお持ちで、そういったまだ成人していなくて、子どもの要素もあって、何ていうんでしょうね……。まだ大人になりきれていない年齢といいますか、そういった年齢の場合は対応できないですよ、全く。

○事務局 基本的に新しい方で、19歳の人から電話がかかってきた場合は、相談主訴に応じた先につなぐというか、そちらにご相談をお願いしますという形でお話をさせていただいています。なので、市役所内で言えば自立生活支援課だったり、あとは、外部だと保健所だったり、障害者支援センターぐらいしか今はないんですけども、その3者です。あと、健康に関することであれば健康課の保健師につなぐということも可能だとは思いますが、今のところ、そういった事案はないですね。

○高木委員 ありがとうございます。

○諸澤委員 諸澤です。ゆりかごのほうにお聞きしたいんですけども、発達障害、今認知されてきているし、すごく母親としても敏感になっているんですね、落ち着きがなかったりとか、ちょっと奇声を発したりとかすると、もしかしたら発達障害かもしれないという懸念みたいなものが常に出てしまうんですけども、1歳半健診とか3歳児健診でグレ

ーゾーンだと、すぐ臨床心理士のほうに回されて、面談を受けたり、テストを受けたりするんですけども、これは事実かどうかわからないですけども、比較的小金井市はそういうのが厳しいというふうに言われていて、その臨床心理士に回された場合は、母親としてもすごくストレスも感じるし、不安も感じているんです。

平成25年に発達相談の部分がきりりさんのほうに引き継がれているんですけども、ひろばで気軽に相談できるというのはゆりかごの魅力だと思うんですけども、ひろば相談の中で発達遅延についての相談の割合というのは増えているのか、それとも気軽に相談できなくなっているのかというのが気になっています。

○事務局　　ゆりかごの松藤です。発達の部分というのは、件数というか、お声をかけていただくのはずっと同じぐらいの数字であると思います。うちの子、例えば歩くのが遅いとか、それから言葉が遅いとか、中にはお座り、はいはいがなかなかというのは、多分同じように数字としてはあると思います。ただ、私たちがその先に、今まで持っていた発達相談、すぐにとということにはならないですけども、きりりさんに移り、少しご紹介が遠くなったりというのは確かにあるのかなと思います。ただ、ここは、先ほど申し上げたんですけども、保健センターの中ですので、もう一回、保健師さんにお話をされるといのは、手段としてお伝えはするんですけども、先ほど諸澤委員がおっしゃったように、お母さんたちの中には、1歳半健診のところで言われたことで大分保健師さんと距離をあけていらっしゃる方がいるのは事実ですので、まずは受けとめるところはしていますが、数字的には多分変わっていないのかなと思います。

○諸澤委員　　きりりさんのほうはすごく相談件数も多いと思いますし、予約をとろうと思ってもなかなか予約がとれないと聞いたことがあるんですけども、相談を受け付けるキャンペーンみたいなものはまだまだあると考えていいんでしょうか。

○中村委員　　きりりの中村です。今の相談については、1週間から1カ月の間で相談は全部入れられるようにしています。心理の者も多く配置しているので、相談に関して、受け皿としては今は機能しているようになったなと思っています。ただ、きりりを紹介されたというところが、まずお母様方のひっかかりどころになっちゃうんです。何できりりを、あそこは違うわよねみたいなのところがあって、まず、きりりを紹介するというのはいつの段階があると思うんですね。でも、気になったら行ってみたらということで、そうですね、行く人はそれで多分つながっていくと思います。

○諸澤委員　　ありがとうございます。

○馬場会長 ほか、いかがでしょうか。

○高木委員 高木です。今の諸澤委員と、先ほど壽原委員も、ゆりかごのひろばでの相談件数の件が出ていたと思うんですけども、発達の相談も含め、座りながらの相談も含め、あと、ほんとうに深刻なお話をされている方もいらっしゃると思うんですけども、ひろば内でスタッフの方に安心して話せる場というのが、ほんとうに育児の大変な時期の母親たちの心のよりどころにはなっていて……。私も息子が5歳になるんですけども、すごく悩んだとき、重要な悩みを話したいときは松藤さんのところに駆け込むことがあるくらい、行ったら受けとめてもらえるということもあって、すごく利用させてもらっていて、ひろばで話しぶりことは相談室に、子どもをスタッフさんに預けて相談室で別で話をしてもらえらるくらい、ほんとうに助かっているんで、そういった配慮もありますし、ひろばでの相談というのはものすごく大切なニーズのあることだと思います。

以上です。

○古源副会長 古源です。ゆりかご関連ですけども、ゆりかごは居場所を必要としている親子がいつでも来られるというのが第一義的な目的だと思うんですね。その中で相談にも応じてくださっていて、先ほど松藤さんからお話がありましたように、職員がひろばのほうに少し出られるようになりましてとおっしゃっていたんですけども、実質的に職員配置が、昨年度、増えたのかどうかということ、1つ、お伺いしたいです。

○事務局 ゆりかごの松藤です。昨年度は嘱託の職員を1名増やすというか、実は他のセンターで採用の方をちょっと前倒しをしまして、小金井に半年ほど配置というのがありました。27年12月以降は予算内の配置にしたというところがあります。ですから、4月から11月までは1名多い形をとっていました。

○古源副会長 ありがとうございます。

○馬場会長 ほか、いかがでしょうか。

馬場です。私のほうから質問をさせていただきたいんですけども、要保護児童対策地域協議会の件数が8ページのところに書いてありますが、ケース検討会議、去年は40回ということですが、これは一回にたくさんのケースを会議でされているということだと思うんですが、毎回どれぐらいの件数をどれぐらいの時間でなさっていらっしゃるのかというのを。大体のところがあれば教えていただければと思うんです。

○事務局 笠井です。ケース検討会議は、個別のケース検討会議になりますので、1回につき1ケースです。その児童家庭の関係機関が集まってお話をするというのが1回のカウント

なので、それが年間40回あったということで、1回の中で何個かの家庭についてを話すというやり方ではないものです。

○馬場会長 わかりました。そうすると、同じ方のケースに関して、年間何回か会議を持っているということも含まれるということですね。

○事務局 含まれます。

○古源副会長 古源です。1つよろしいですか。1ページの、先ほどセンター長からお話もありましたけれども、その他の養育困難等の相談件数が半減している理由の中に、関係機関の対応ですとか、自己処理能力というような理由もお伺いしたんですけれども、ほかに何か窓口がある、相談窓口とか、そういったものがあるのかどうかというのを一つお伺いしたいなと思います。

あともう一つ、これは児相の所長さんが見えているんですけども、昨年度から虐待直通ダイヤルができましたよね、189（いちはやく）。それによって、そちらのほうに通告が増えたかどうかというのを教えていただきたいなと思いました。

○事務局 先に子ども家庭支援センターから、笠井です。相談窓口がほかに増えたかどうかということに関しましては、特に増えてはいません。

○田口委員 昨年7月1日から、189（いちはやく）ということで短縮ダイヤル、それから、新聞報道でもありましたけれども、あまりにもつながるのに時間がかかるということで、厚生労働大臣のほうで30秒程度にというのも、もう既に実施済みということです。

昨年7月1日から9月段階までにつきましては、各児相にご相談が189を経由してということについては非常に飛躍的に伸びた時期がございました。その後はそんなに一日に何本も何本もということはありません。ただ、一般のご相談とは分けて、189相談というのは区別して今統計をとっておりますが、189でのご相談が、これまでの一般的な電話とか来所での相談、どこまでかぶっているのかというのが、ちょっと統計的にも難しいのかなということで、児童相談所の受理件数として189が非常に多くなった時期というのは、7月から9月までの間の2カ月間ということは確かだったと思います。

以上です。

○古源副会長 ありがとうございます。

○諸澤委員 諸澤です。先ほど報告の中で、相談者の母親の年齢が上がってきているという報告があったと思うんですけども、それは高齢出産であるのか、それとも対象の子どもの年齢が上がってきているのか、どちらか教えていただきたい。

○事務局 笠井です。大変失礼いたしました。対象の子どもの年齢が上がってきているということですので。申しわけありません。

補足で、小金井市の出産の年齢層を見てみても、高齢出産は多くなってきています。直近の数字でないですけれども、私が健康課にいたときに、妊娠届出書で妊婦さんの年齢を確認したときがございまして、そのときには30代が全体の7割ぐらいを占めていましたので、その中でも35歳以上がちょうど半分ぐらいいましたことを記憶しています。小金井市は30代以降の初産が増えていますので、東京都内は初産が31とか2というのが平均になってきていますので、全体的に高まっているのが事実としてあると思います。

○壽原委員 壽原です。5ページの、きらり出張講座に関して、大体どんな内容だったかということと、地理的にこちらは西の外れとってはあれですけれども、西で、発達支援センターは東のほうですので、こういうところで出張講座はすごくいいことかと思うんですけども、5回の講義がどんなような内容だったかということと、それから、この講座を受けて、基本的なことを学び返して、それで具体的な相談につながったようなケースがあるのかどうか。先ほどはこちらの諸澤委員がおっしゃった、敷居が高いというか、やっぱりショックというお話がありましたけれども、逆にこういう講座で、正確な、専門家からの、あるいは現場からの生のあれを学習した後だったら、相談してみようにつながる可能性が私はあるのかなということで、すごくいいことだなと思ってそういう質問をしたんですけども、その2点ですね。内容と、その後、講座参加者の市民の方から、何か相談につながったケースがあるのかなのか。

○事務局 ゆりかごの松藤です。内容は、例えばお母さんの体に負担のない抱っこ仕方とか、それから、お子さんの成長、発達を促す遊び方、それから、緊急時、災害時の育児法、例えば何もなくて、お子さんをどうやって抱っこして逃げますかといった、それはお母さんの体の仕組みをととても大事にしてというようなものが主なテーマだったと思うんですね。先生の目的の中には、きらりを知っていただく。もしよければ、その後、個別の相談にも応じますというのもあったんですが、なかなかそこまでは、ゆりかごの中ではつながっていないのかなと思います。ただ、ポスターや、それからご参加の方もとても多かったので、きらりを知っていただくという部分では非常に有効だと思います。

○中村委員 きらりの中村です。ここに作業療法士と書いてありますが、理学療法士です。ごめんなさい。

この間、いわゆるきらりの運営協議会というのがあるんですが、そこでお母さんのご

発言からもありましたが、ゆりかごさんのところのように、みんながいられる場所に、発達障害という言葉じゃなくて、何か気になっていることがあったら、きりりでも相談できるよみたいな、もうちょっと違った形のアナウンスがいいんじゃないかというふうに言われたときに、ああ、そうだなと思いました。

実際には、出張講座となると、職員と、いろんな関係でなかなか難しく、今回は入っていないんですが、市民向けの研修という形で、きりりを実際にご利用なさっている方の研修もあるんですが、市民の皆さんに広く2回ぐらい設けているんですね。理学療法の方と作業療法士の方をお願いしているんですが、そういう形の学習会も開催して、いろいろと関心を持っていただくということには、研修という、広報に載りますので、大きく言ったらどうかということと、もうちょっとやってほしいという話もあったんですが、なかなかそこが、まだ啓発がうまくできていないところもあるかというふうに、この間の話の中で私も感じているところです。

○馬場会長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ次の議題に移らせていただきたいと思います。

2つ目、平成28年度子ども家庭支援センター事業の計画について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 子ども家庭支援センター、笠井です。平成28年度の事業計画です。大まかな事業につきましては平成27年度と変更はございません。

子ども家庭総合ケースマネジメントです。こちらは変更はございません。

子ども家庭在宅サービスの提供・調整に関しましても、大きな変更はございません。

要支援家庭サポート事業です。こちらも大きな変更はございません。

地域組織化事業です。こちらはゆりかごの事業になりますが、こちらも平成27年度と同回数、同レベルのものを実施していく予定になっております。

ファミリー・サポート・センターになります。こちらも例年どおり変更なく実施になります。

要保護児童対策地域協議会です。こちらも代表者会議を年1回、実務者会議は年4回、ケース、個別検討会議につきましては随時開催していく予定になっております。居所不明児童対策になりますが、こちらは、今、通年で関係機関のほうでこういった児童を発見した場合、一定のルールに基づいて対応していただいても連絡がとれない場合は、子ども家庭支援センターに連絡をしてくださいというルールを、平成26年度に会議を開催

しております。そのため会議の開催というのはしていない、予定になっていますが、管理職が今年度、大幅に変更になりましたので、こちらのほうには入れ込んでいないのですが、管理職向けに、一度、関係機関で集まって、居所不明児童対策について説明はしようと思っています。要対協の会議という形では実施の予定はございません。あと、パンフレット、マニュアルにつきましては、随時必要機関に配布をしていきます。

関係機関連絡会でございます。こちらも大きな変更はございませんが、昨年度、自立生活支援課との実務者連絡会というのを実施しますということで、平成27年度に一度、この前段階として打ち合わせをさせていただいて、今年、平成28年度からは年三、四回という形で実施を予定しています。小・中学校、学童保育所、市内の民間保育所の巡回訪問を実施していきますが、平成28年度は、市内の民間保育園が11園から14園に増えたので、14園全園を回っていく予定になっています。

子ども家庭支援センター運営協議会につきましては、また後ほどご説明させていただきます。

あと、ケース検討会アドバイザーも引き続き実施です。

広報のところ、3段目ですが、昨年度の10月の中間報告に、子ども用のカードを作成してというお話をさせていただいたところですが、そちらが、内部で調整をしまして、いろいろ検討した結果、子どもという形で作成が難しくなりました、誰でもが相談できる場としての子ども家庭支援センターの周知をするグッズをつくるということで、今、皆さんのお手元にお配りさせていただいているティッシュの作成に至っております。こちらは、広く子どもの支援につながる活動ということでの補助金が出た関係で作成をさせていただいているんですけども、ティッシュは数多く作成しています。ただ、子どもに対して何かPRできるものも欲しいというところで、あまりテーマに沿ってはいないんですけども、同じような財源でつくらせていただいたのが、今、お手元に配っているマーカーになります。こちらは実は数がそこまで多くないので、この間、10月に実施したときにご指摘いただいたように、自らが相談できる年齢層にターゲットを絞って配布をしたほうがいいのかというご意見をいただきましたので、中高生に配布できる機会に、子ども家庭支援センターの電話番号の入ったペンを配布できたらなというふうに考えております。

ティッシュのほうは、子どもが集まるイベントなどでの周知でも考えておりまして、まず、5月1日に学芸大学で開催されますキッズカーニバルというイベントがあるんで

すけれども、そちらのほうでまず配布をさせていただいております。またかなり後ろになっちゃうんですが、3月に子どもメッセというイベントもございますので、そちらのほうでもティッシュを配布する予定でおります。

養育家庭の体験発表会などもございますので、そういったときにもティッシュを配りたいと思っておりますし、昨年度から会長の馬場先生に養育家庭についてはご相談させていただきながら、学芸大学の学生さんと何かできないかと、今、お話を進めているのですけれども、そんな中で、高校生とかが来るイベントがあればペンを配布していきたいなと思っているんですが、中高生が集まるイベントというのが、特定のものがなくて、今後、児童館とかに諮りながら、このペンについては、そんなに本数がない分、確実に中高生に渡るところで配布をしていきたいと思っております。

広報につきましては以上です。

平成28年度の計画につきましては以上になります。

○馬場会長 ご質問、ご意見等、よろしく申し上げます。

○森委員 森です。今のティッシュとマーカーですけれども、ティッシュはたくさんつくったとおっしゃっていて、例えば大きなキッズカーニバルといったところにはもう既に配られたということですが、主催する側がお母さんにこういう催し物をするので、子育て中のお母さんたちがたくさん集まる場所なので、参加人数分ぐらい、ティッシュはいただけますか何てことは言えるんですか、言えないんですか。

○事務局 検討します。たくさんつくりましたけれども、個数の限界はありますので、いろんな市民団体さんの活動に全てを配ってしまうと、市のほうで何かイベントをするときになくなってしまいうという可能性もゼロではないので、そこは検討させていただきたいと思っております。

○森委員 森です。年度内にこのティッシュが消化されればいいというふうな考えではなくて、少しでも早く、たくさんの方に裾野が広がるということのほうが大事だと思うんです。ですから、どこに配るかを決めるのがいつも行政ではなくて、そういう申し入れがあったところには善処するというような姿勢が大事なんじゃないかと。法テラスなんか配られましたよね。私も保育園関係だったので、その一つのカードが親御さんを救ったということもありますし、少しでも早くということが、来年の3月に配る予定というのは、全然予定にしなくてもいいんじゃないかというふうに逆に思ったんです。

あと、子ども自身が判断できる年齢にマーカーというのは、とてもいいことだなと。

ニュースを見ても、子ども自身がそういう機関に訴えたという話を聞くと、とてもいいタイミングでつくられたなと思います。

あと、もう一つですけれども、5ページの、民間保育園を訪問し、巡回訪問をするということが書いてありますけれども、保育園の制度も大きく変わって、新制度の中の家庭的保育をされている方がいるかと思えば、旧来の市の保育ママ制度ですずっとやり続けていらっしゃる方もいるし、そういうところも入れると、全然14園では済まなくて、でも、回り切る要員もいないのかなと思ったりしますと難しいところもあるかと思うんですけれども、ここに、誰がどういう、例えば材料を持って出向くのか、今、問題のケースはありますかと聞きに行くのか、それとも虐待の、今はこんな制度の中で、子ども家庭支援センターはこういう役割を果たしているのか、ぜひ一緒に取り組んでいきましょうと、どんな中身で出向かれるのかなというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○事務局 笠井です。市内の小・中学校巡回訪問、学童保育所巡回訪問と、市内民間保育園巡回訪問は、どれも要保護児童の枠組みの中で連携をとらせていただく兼ね合いから、要保護児童対策地域協議会という協議会に所属している機関としかやりとりができない形をとらせてもらっています。ですので、こちらの民間保育園の巡回訪問に関しましても、民間保育園協会の中に所属している保育園のみという形をとらせていただいていますので、新制度の認可の保育園であって、なおかつ民間保育園協会の中にも含まれている園ということで、計14園になっております。

○高木委員 高木です。先ほど森委員がおっしゃっていたとおり、私が前に目にした記事で、保育ママからの虐待というケースがあって、保育ママと、あとは認証保育所、認可外の保育所まで回る、やはり要員がいないんだと思うんですけれども、そういったケースがあったのに訪問ができないというのは一つの問題だなとは思っていて、行ける人がいればなんですけれども、そう思いました。

○事務局 笠井です。ありがとうございます。計画の中には入れてはいないんですけれども、小金井市も、認可の保育園も増えていきますし、認証の保育園もできたり、家庭的保育室というところも、今、制度の中にも含まれてきていて、いろんな保育所がこの短期間で増えてきている関係もございますので、細かい連携というよりは、子ども家庭支援センターがこういうことをやっていますというご説明に、保育園に行きたいなというのは希望としてありまして、時間を見ながら、こちらの子ども家庭支援センターが何をしています、どういう機関だということを直接保育園さんにお伝えしに行こうとは思っています。

ただ、実現できるかお約束はできないんですが、一応、今年度、認証と家庭的保育と、あと保育ママと言われているところには職員が顔を出して説明に上がりたいというふうには考えております。

○壽原委員 壽原です。3ページの要対協の実務者会議のことについて、今日は細かい資料がないし、事業報告でも、どんな内容で4回なり3回なりやったのかというのを知りたいところですけども、おそらく、今日いらっしゃっている小平見相の管内の9市でも、会議の持ち方、試行錯誤しながら、だんだんニーズを図っているのかなと思うんです。私も幾つかの、区部も含めて、過去にも会議をした自治体があるんですけども、代表者会議も大事ですけども、一番連携のネットワークも、質、量の充実を図っていくことのポイントになるのは実務者会議というところだと思うんですね。それが、例えば4ページの真ん中辺からある、関係機関の各種連絡会でいろんな営みをやる。それでも、これも試行錯誤しながら、すき間ができないように、今、森委員から質問があったように、例えば認可外だって気を配る必要があるんじゃないかというようなことを、だんだんそういうところで発見して行って、それを調整機関である子家センが充実を図っていく、その一番のメインの場は実務者会議だと思うんですよ。

今でも、多分やっぴらっしゃる方自身、課題があると認識されていると思うんですけども、今日、資料がないので、次回の会議でもいいんですけども、ここはすごく大事だと思うんですね。初期はこういうので、代表者会議をやって、一段下の役職の人で実務者会議、年4回こなしてみたいな世界だったと思うんですけども、今はもう違って、ここがほんとうに連携の肝というか、この会議の形だけにしないために、すごくこちらは大事だと思うんです。どうしても、いろんな経緯と、仕事の進め方、やり方というのは、各分野で、学校だ、警察だ、保健所だと、違うのは当たり前で、違うからこそ連携が大事になる。そこのすり合わせをして、双方で工夫してやっていく、知恵を出し合う場ということで、すごく大事だと思うので、今日は資料がないのであれですけども、今とりあえず、こんなふうに行っているけど、ここは難しいんですけども、課題としてすごく大きいんだよねみたいなのがわかれば、あるいは単に所長から、他市を見て、何かアドバイスみたいなのがあればちょっと教えてほしいと思います。よろしく。

○事務局 笠井です。小金井での実務者会議は、基本的にはテーマを子家のほうで考えて実施をするんですけども、事例検討のようなものは必ずさせていただいてまして、参加している機関が複数、なるべくかかわるような事案を全体で振り返るというような形で会

の中で設けたり、あと、いろんな機関に参加していただきますので、子家もわかっていない機関の役割みたいなどころがあるので、前年度、教育委員会のSSWさんの仕組みや、SCさんの仕組み、あと、生活指導主任って何だとか、そういったほんとうに細かい実務のお話を担当の方に中心になって話していただいて、機能を理解する場になっています。

ただ、壽原委員におっしゃっていただいたように、実務者会議の持ち方は、検討課題になっていまして、どういうふうにやるのが本来いいんだろうかというのは、まだ答えが出ないような状況で試行錯誤している状況です。各機関の説明というところで、やっていただいたのは、すごく私たちも勉強になってよかったんですけども、1年たつてまた人事異動があると、人がかわってしまうので、またゼロからみたいな形になるわけですよね。だから、そこが積み重なっていかないというところが、非常に難しさがあるなというふうには感じています。

○田口委員　　小平児童相談所、9市ということで、運営協議会設置をしておられるところについても、たしか1市は担当のチームのチーフがあると思う。あと8市は私のほうで出させていただいております。

ご存じのように、今回、児童福祉法の改正があつて、その要の中で、要保護児童対策地域協議会の充実と、特に目玉として、調整機関の機能強化ということで国のほうとしては人材の増強と資質の向上という形で出されてきております。実務者会議自体は、要保護児童対策に関して、かかわる地域ネットワークの、まさに要だと思っております。他市も、今、壽原さんがおっしゃいましたけれども、以前からほんとうに実務者会議を機能強化していくにはどうしたらいいのかということが課題になって、それぞれ、今年はこの取り組みをやります、今年はこの取り組みをやってみますということで、進行管理の場であると同時に、地域のネットワークを充実する、その役割をいろいろ考えてくださっているというところです。

実は、来月、9市の子ども家庭支援センターの方たちが集まっておいて連絡会議があつて、そこで、それぞれの市のほうで、悩んでおられることとか、新しくこういう取り組みをやりましたというような報告をしていただいたりして、お互いに学び合っていくというような、そういう機会もございまして、今、議題についてのご提案をいただいているところです。調整機関とあわせて、実務者会議の運営についていろいろ悩んでおられるということもありますので、児童相談所としては、一つは9市の連絡会で議論

を深めていただいて、それぞれの取り組み状況の共有化を図っていききたいなと思っております。

それから、もう10年以上前になるんですが、要保護児童対策協議会が、法令に基づいて設置しなければいけないときに、まだなかなか立ち上げができていない、多摩地域、特にそうだったんですが、あつて、各市町村に行つて、檜原村から奥多摩町まで、全部、立川児相と行きまして、お願いをしたと。そのときに、実務者会議自体をどういう構成の中でやっていきたいと思いますかということとか、実務者会議で来ていただきたい機関を洗い出していくと非常に大きな参加構成になってしまうと。この中で何ができるんだろうかという。ただ、いろんな機関の方に入つていただくことで、要対協自体を知つていただくということと、虐待防止対応についての共有化、あの当時はまだ個人情報の問題が非常に大きくクローズアップして、言えませんという形で、園長先生とかにご連絡して、個人情報だから言えませんとか、何かそういう感じで言われたんですけども、実務者会議に全部入つていただいて、いわゆる守秘義務はとれますよというのがだんだんと広がつてきて、子ども家庭支援センターもそうですし、児童相談所も、緊急に調査が必要な場合についてはお電話一本でも状況についてのお話ができる。そういう役割は十分果たしてきたとは思いますが、さらに、人事異動で、またゼロからのつみあげというお話もありましたけれども、じゃ、そういうような、これまでの機能と合わせて、さらにネットワーク強化をするために、会議の中のいろんな仕掛けも含めまして、どうやっていけばいいのかなというのが、きちんと構成していかなければならないと思つておりますので、児童相談所としましても、先ほどお話ししましたように、9市連絡会等で皆さんの各市の知恵を出して、それを協議ができるようなところで協力をさせていただきたいと思つております。

最後に、実務者会議がしっかりと機能しているところは、まさに非常に危機的な状況になつた、リスクが非常に高まつてしまつたケースを対応するケース会議ですね。このケース会議の中での連携がしっかりとできるということは明らかですので、子どもたちの安全と安心を守るということで、非常に大きな意味がある、今の議論だつたと思つております。よろしくお願ひします。

○壽原委員 壽原です。一つの考え方ですけども、今、田口所長が言われたように、拾ひ上げていくと、どんどんメンバーが多くなつちゃう。それで、例えば20機関が集まつて、一言ずつしゃべつて終わりになつちゃうみたいなのがございますので、例えばですけど

も、二重構造にして、実務者会議という総会的なものを置いて、特定妊婦というところだけに着目した、これはケースの進行管理という機能に特化して、保健分野と福祉分野と、場合によっては医療機関、どこで出産の予定がというのはいろいろだとは思いますが、こういっても、こういうところにも医療機関の方に入っていて、特定妊婦のケースの支援の進行管理というのを分科会的に設けているところがあるんですよね。たまたまそこの子家センを、私もちょっと関与したんですけども、スタッフに保健師さんが多かったんですよね。福祉の子家センなんだけれども、スタッフのケースワーカー自身、あるいは係長さんも保健師だということで、非常に健康推進課的なところと密接な関係、属人的にもあったという特殊性もあるんだけれども、何かそんな工夫とか、だから9市でお互いにいいところ、悩んでいるところ、来月やるそうですけれども、それ以外にも結構いろいろ工夫して、地域特性があるので、あるいは大どこの病院が結構たくさんあって、あそこで出産する人が多いとか、そういうところだったんですけども、私のいたところは、そういうところも参考にして、何かいろいろ模索していただきたいなという希望です。

○馬場会長 ありがとうございます。

○諸澤委員 諸澤です。話が戻ってしまうんですけども、広報のところであった、このティッシュですけれども、もし相談先を探すとなると、まずネットで探すと思うんですね。子どものこと、心配、小金井市、相談先みたいにして。そうしたときには、この連絡先で呼びかけですか。

○事務局 子ども家庭支援センター。ゆりかごじゃないところになります。

○諸澤委員 そこが検索でひっかかったときに、ゆりかごが出てくるのか、家庭支援センターとしてのホームページがあるのかちょっとわからないですけども。

○事務局 ホームページはゆりかごしかないです。

○諸澤委員 そうすると、ゼロ歳から3歳までの子たちの写真が載っていてとなると、ちょっと引っ込んでしまうと思うんですね。だから、相談先としての何かホームページがあるとか、アドレスが載っているとかがあると、もっと見えるので、電話して声と声というよりも、メールでも相談できるとか、そういうのがあれば、より気軽にできるかなと思います。

○事務局 貴重なご意見、ありがとうございます。今後検討はしていきたいと思います。一応、メールでの相談というのは、今うたっていないんですけども、メールアドレスは公開

させていただいていますので、時にメールでの問い合わせという形でいただくことはございます。それに対してはこちらもメールでお返しはさせていただいています。確かに時代的にもインターネットを利用していく時代になっていますので、周知の仕方は検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○黒木委員 黒木です。先ほどのティッシュの配布の件ですけれども、私のPTA連合会のほうでも、イベントを年に何回かやらせていただいているんですね。そのときに、もしあれでしたら配布することも可能です。でも、今この時点で、私一人なので、配りますとかは言えないんですね。なので、事務局のほうと相談する期間もありますので、もし必要でしたらご相談ください。

○事務局 ありがとうございます。

○野崎委員 野崎です。2ページのところのボランティアで、ボランティア活動というところがあります。27年度報告の中にはなかったようですけれども、たしか学生さんとか受け入れていますよね。例年ですと、中学生の職業体験等もあったと思うんですが、次年度もあるというふうに考えてよろしいですか。

○事務局 ゆりかごの松藤です。申しわけありません。例年どおり行います。

○野崎委員 27年度もあつたんですね。

○事務局 受け入れをしました。申しわけありません。

○高木委員 高木です。また先ほどのティッシュとペンの配布の件に戻るんですけれども、2回のイベントで配るとおっしゃっていたんですけれども、あと、ペンについても中高生が参加しそうなイベントでということだったんですけれども、例えば中高生でこういった悩みを抱えている子どもたちが、そういったイベントに参加している子たちかということを考えると、そういったことに参加している子どもたち、もちろんそれに該当する子もいると思うんですけれども、そうじゃない人のほうが多いのかなと。例えば家にひきこもってしまっていたりだとか、学校にもなかなか顔を出せなかつたりだとか、そういった子どもたちがイベントの場に行くとはなかなか思えなくて、本数にまた限定があるとおっしゃっていたので、なるべくなら学校全体に配るとか、イベントで配るといっただけだとちょっと違うのかと、私は感じてしまって、ティッシュに関しては母親も目にするものだし、そういった該当者が多く、人が集まる場所でいっぱい配れるというのはすごくいいことだと思うんですけれども、学校で配るというのが一ついいことなのかというのは私は思いました。ただ、また本数に限定があると思うので、大きく言えないんですけ

れども、以上です。

○事務局 笠井です。ありがとうございます。サインペンというか、マーカーのほうは、イベントというよりかは、おっしゃったとおりに、学校だったりとか、さっき森委員からも言われたように、目につくところにあげるのがいいのかなと、皆さんの話を聞きながら思っていますので、児童館とか学校とか、そういったところに今後ご相談して、配るというよりかは、使うところに置いておくというのでもいいのかなというふうに感じていますので、また内部で、どういったところがいいかというのは検討して、早急に対応できるようにしていきたいと思います。ありがとうございます。

○高木委員 何度もすみません。先ほどの資料13でもちょっと気になっていたんですけども、資料14の1ページに載っている育児不安親支援、ひだまりさんの支援事業というのは、育児不安や育児困難を訴える親というのは、どこまでというか、区切りというか、分けけというか、そこでひだまりに入るのに、何かそういう判断するものかというのはあるんですか。

○事務局 笠井です。育児不安親支援事業につきましては、一応、一定程度、相談を受けながら進めていく事業になっておりまして、精神保健福祉士さんという方がファシリテーターになられて、会の中で、ご自身が感じている困難なことだったり、つらいことだったりをお話ししていただくんですが、会の中に一定のルールがありますので、そのルールを守っていただきながら参加できる方というのが最大の条件になると思います。

市民に大きく周知しているものではないので、相談の中でそういう話が個別に出てきた方に、こういう会があるというご紹介をさせていただいて、その中で一定のルールのご説明をさせていただき、守れるという形で、ご本人が同意したときに参加していただくという形の事業になっています。

○高木委員 ありがとうございます。

○森委員 森です。本日、きらりの所長の中村さんも見えていますので、きらりが始まって数年たちますけれども、今抱えている問題だとか、今日の事業を見たところでの何かお話、せっかくですので、たくさんしていただけたらなと思うんです。

○中村委員 きらりの中村です。10月で3年になります。去年、27年度は東京都、国の方針のほうでいろいろと変わったことで、随分親御さんたちにも迷惑をかけた部分があるんですね。部屋は、ここは使っちゃいけないだの、ここは分けしろだの、いろんな中で、一定程度、今、整理がついてきているところではあります。問題になっているのは、幼稚園、

保育園に行っていらっしゃる方が、外来という形でご利用なさっているんですが、その方たちが100名程度いらっしゃるんですね。その方たちが、園のほうを巡回してほしいというふうに、すごく要望が多いんですね。現在は学童保育所9カ所だけを、回っているんですが、なかなかそこに回れない状況の中で、どうしていったらいいのだろうか、確かに公立のほうは巡回相談というのがあるので、やはり民間のところに行くのがいいのかなというのと、現実的に何十カ所もあるので、そこはどうやってやっていくかというのが一つ問題です。

あと、学校との連携ということで、やっと本年度から学校の、今度6月には特別支援学級の職員との意見交換会というのが具体的にちょっと挙がるようにはなったんですね。実際には放課後デイがありますので、そこにいらっしゃる方の学級だったりということで、学齢の方たちは、やっぱり学校と連携していかないとどうにもならないことがあるんですが、なかなか学校との連携が難しく、情報、ありがとうございましたで終わってしまうので、いや、そうじゃなくて、一緒にやっていける方法はないものかという中で、まずはもう少しきりりのことをわかっていただける、顔が見えるということからスタートしましょうということで、やっと教育委員会とも話が進んで、一歩が始まるという段階に来ています。

それから、ゼロ歳からのご相談も多くて、でも、ゼロ歳で訪れるということは、もうある程度の障害を認識されている方なんですね。それで、それこそ、ゆりかごにも行かれないという方たちなんです。だから、そういう方たちは逆にいらっしゃるんですが、ゼロ歳のお子さんに、じゃ、何ができるかということもありながら、ただ、お母さんたちが一緒に共有できる場所がないということがあるので、お子さんに何かということではなくて、一緒に何か仲間づくりみたいなものも必要なんじゃないかと、親子の範囲をぐっと広げまして、ゼロ歳からのお母様たちにも対応できるようにということで、今、受け入れをしています。

じゃ、そこから始まると、今度、ゼロ歳からいらっしゃるということは、かなり厳しい方もいらっしゃって、この方たちの受け皿を、今度どういうふうにしていくかということが今後の課題になってくると思うんですね。今、多摩療がやっぱり遠いとか、そういう状況の中で、どこに行ったらいい、近くにというところになって、医療ケアの問題もありますし、最重度の方の、そういう受け皿を、じゃ、通園で、ピノキオで受けていくのかという問題も、場所と、いろんな状況を考えて、どういうふうに考えていくかと

というのが、今後、その方たちがぐーっと上がってくるので、それがまた問題になってくるといふ課題がまだまだ山積しているといふか。

○森委員

関連してですけれども、今、中村さんのお話の中に、公立保育園には巡回相談が既に入っていますとおっしゃって、そうなんです、専門の方々3名が入って、2カ月に1回、全日、お子さんや職員といろいろ検討するんです。私立のほうは、ぜひそういう予算を入れてほしいという要望はずっと昔からやっているんですけれども、1人分の予算しかついていない。だから全然ついていないわけではないんですけれども、1人分。だから、その1人分を、その園が、言語聴覚の方を呼ぶのか、作業療法士の方を呼ぶのか、心理の方を呼ぶのか、いろいろ決めて、呼んでいらっしゃると思うんです。全部を把握しているわけではありませんけれども、一つの園は作業療法の方、入っている園を私は知っていますけれども、そんな形で、不足ではあるんですよ。だから、そこにちゃんと人が入ってほしいというふうなこと、そうすると、さっきの事業の経過報告の中でも、関連する機関が幅広くなったとか、奥深くなったとか、そうやってケースが減ったというふうなことにつながっていくのかなというふうにするので、子家センターだけが頑張ればいいわけではなく、いろんなところに頑張ってもらいたいし、それが一望できるようなものがあると、ほんとうにまちについて安心できるなど。なぜかという、ニュースを最近見ると、怖いなど、嫌だなど思われている方がたくさんいるんじゃないかな。あまりにもひどい、悲惨な事故が目につくじゃないですか。だから、小平児相の管轄の、小金井の中で、そんなことがあったらどうしようかと思いをしながら見るわけですよ。ですから、救われた命が救われなかったということが実際に山ほど起きているので、そういうことのないように、いろんな人たちが、自分なんか何もできないけれども、ささやかでもそういうところに協力できたらいいなと思っているんですけれども、うまく機能ができるまちであってほしいなというふうに思いますよね。何か感想みたいな感じですか。

○事務局

ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおりで、関係機関にお願いできるように徐々になってきているような印象を子家センターのほうでは受けています。ただ、現場、現場の、人と言ったら変ですけれども、先生だったり、園長先生だったりのお考えによって連携がしやすかったり、しづらかったりというのはございますので、そこら辺の周知といふか理解、児童虐待の理解を深めていただくためにも、やはり連携回数を増やしてやっていくということが大事なのかといふふうに子ども家庭支援センターでは

思っています。

きらりさんとも連携が非常に多くて、きらりさんが学校に出向いてくれたら、ほんとうにどんなにすてきだろうと、今、話を聞きながら思っているところも多いんですけども、学校現場さんも困っていて、みんなが困っているんですけども、何か手立てがないというようなのが徐々に増えつつあるのかなと思うんですけども、その具体的なやり方だったりとかというのは、きらりさんで持っているけれども、それが現場の先生たちは実施ができないみたいな、そういうのもあったりするのかなというのは感じてはいて、なので、どんどん子家の会議にきらりさんをお呼びして、いろんな機関ともつなぎ合わせられることが子家にもできるのかというのは、話を聞きながら思ったりはしています。なので、回数を、いろんな事例を通して重ねていくのが、やっぱりできることなのかと思います。また今後も引き続きお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○馬場会長 ほかはいかがでしょうか。

馬場ですけれども、私のほうから、今のお話と関連して、子ども家庭支援センターも、それからきらりさんも、学童のほうには巡回をされている。それは全く別々になさっていらっしゃるわけですね。それがもし何か一緒にとかというようなことは可能だったりするのでしょうか。

○中村委員 若干、話の対象がちょっと違うんだと思うんですね。要保護という観点から見ている場合と、私たちは集団になじめないとか、発達にというところで行くということなので、そこがちょっと違うのかなというふうには思います。

○馬場会長 でも、おそらく一緒にいらっしゃったら、一回でいろんなお話が伺えたりとか、子家の話として伺っていたんだけど、きらりさんが行っているからこっちの話に、きらりさんのほうに紹介するとかというふうなこともやりやすいとか、そういうのもあるのかなと、何となく思ったところです。

○事務局 個人情報がすごく難しくて、子ども家庭支援センターが持っている情報というのは、その児童に関する機関にしか渡せないという縛りがありますので、他機関と一緒に複数の方の情報を共有するときは、全ての児童が全く一つもずれずに全部一緒だった場合は可能なかもしれませんが、そういうことはめったにないので、伝えなくていい情報を他機関の人に漏らす、言い方悪いですけども、そういうふうな形に結果的にはなってしまうので、それはちょっと、聞いていた段階では難しいのかなというふうに関

じています。

- 馬場会長 巡回が要保護の方だけを対象というの、ちょっと忘れていました。すみません。
それから、もう一つ、学校との連携がちょっと難しいというお話があったので、それに関連してですけれども、例えば教育委員会の関係、スクールソーシャルワーカーの方がこの場とかに参加されるという可能性はあり得るのでしょうか。
- 事務局 この運営協議会の場ということですか。
- 馬場会長 ここか、あるいはこういうふうな、いろんな方が集まる、ほかに場所があればですけれども、そういった場に来られるという。
- 事務局 個別のケース検討会議のほうに、必要があれば、学校側や教育委員会からの要請を受けて、SSWさんが参加するということとはございます。ただ、こういった会議の中に、その立場の方がご出席できるのかどうかというのは、私の立場ではわからないというのが実情です。小金井の場合はSSWさんを教育委員会の方が……。
- 馬場会長 指導室ですね。
- 事務局 指導室が雇用しているという形になるので、指導室を通してやりとりをしているというのが現状です。なので、指導室が出席される会議の中で、SSWさんが必要だと指導室のほうで判断されれば、話があることがあるのかもしれませんが、今までそういったことはないです。
- 馬場会長 指導主事さんが直接ここに、例えば参加されるということも、可能性としては。
- 事務局 運営協議会に関しましてはないです。委員さんの規定が一定程度ございますので、その中に指導室という肩書の方に入ってほしいという形になればあり得るかもしれませんが、現段階ではないです。ただ、実務者会議のほうにはご参加いただいています。要保護児童対策地域協議会の中にはご参加いただいているという形です。
- 馬場会長 それ、お聞きしたのは、実は、学芸大学で、昨年度から子どもの貧困との関連でプロジェクトをしております、小金井市でも活動させていただいているんですけれども、小金井市では貧困という言葉を使わず、生活資源に不足のあるご家庭とかという、何か遠回しな言い方をしているようですが、そこに、学校に学生ボランティアを派遣したりとか、それから、今年度からは小金井市に関しては大学のほうでスクールソーシャルワーカーを1名採用しまして、週1回だけですけれども、連携校に派遣するという形をとることになりました。それに伴って、私が以前、2010年から12年の3年間、スクールソーシャルワーカー活用事業のスーパーバイザーをさせていただいていたんですが、復帰

といえますか、今年度からスーパーバイザーとして入ることになりましたので、教育委員会の、スクールソーシャルワーカー活用事業そのものについても、ちょっと私のほうでも会議をさせていただくことになったので、もうちょっとスクールソーシャルワーカーさんたちも、子ども家庭支援センターさんとかきりりさんとも連携しながら仕事をしていける体制をつくっていただけらなと思っていますので、またちょっと改めてご相談させていただきたいなと思っています。よろしくお願いします。

○田口委員 関連してよろしいでしょうか。代表者会議等では、必ず教育部長さんから指導室長さん、それから統括指導主事とかというメンバーが入ってこられると思います。おっしゃるように、学校との連携というのが非常に要対協の中でも重要かと思っておりますが、そのときに、会長がおっしゃった、運営協議会がいいのか、それとも実務者会議の中で、壽原委員からの少しご提案もありましたけれども、課題に沿ったグループ分けみたいところで、そここの連携の協議をしていけばいいのかというのは、いろいろ市の状況に応じてあるとは思いますが、まず、事務局のほうにお聞きしたいんですが、運営協議会の設置要綱とかあるとは思いますが、運営自体についての議論をソーシャルワーカーの方に入ってきていただきながらやっていくのか、やっていくという形での要綱自体の組み立てができるのか、それとも実際の実務者会議の中でいろんな工夫をして、もう少し学校との連携、発達の話も含めまして、地域と学校、福祉と学校、保健と学校というような、そういう結びつきができるような仕掛けをつくっていったらいいのか、そこら辺、ちょっと検討していただいて、もしくはいい案ができれば、ぜひ共有化していただけたらなと思うんです。

○事務局 笠井です。ありがとうございます。

運営協議会に関しましては、個別の、学校との連携というの、わりと要保護児童の中でやる部分になりますので、運営協議会自身は相談部門の部分もあれば、ひろばの部分も大きいので、そういった全体の運営について協議していただく場なので、今のお話を伺った中では、要保護児童対策地域協議会の中でご意見をいただくような場が設置できればいいのかなというような感想はございます。

一応、SSWさんに関しては、指導室さんと協議が必要になってくると思いますので、要綱の改正とか、そういったことも多分入らなきゃいけないので、簡単にすぐというお話はできないと思いますが、今後、連携というところでは大事になってくるので、ちょっと相談していきながら検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○馬場会長 ほか、よろしいでしょうか。

そうしましたら、次、次第の（４）に任期内の会議についてという議題があります。こちらを事務局からお願いいたします。

○事務局 笠井です。任期内の会議についてでございますが、こちらが、平成28年度の事業計画のところにも挙げさせていただいたんですが、年に2回、今実施させていただいているんですけれども、10月の開催のところ、第Ⅵ期5回というのを書かせていただいております。今現在の皆様の任期が、実は10月の末までございまして、例年、子ども家庭支援センター、5月、10月の開催をしています。10月末まで任期がございまして、10月の開催にもう一度皆様に協議していただく場を設定させていただきたいなと事務局のほうで話しております。年度途中で委員さんがかわるというのも、やりづらさがございまして、できれば年度で切りかわって委員さんを選出できたところという案も出てきたところでございますので、今回、任期の中でもう一度会議を開催させていただいて、その会議をもって一応終了、次に改選という形をとらせていただきたいと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

○馬場会長 ということですが、よろしいでしょうか。

ほかに事務連絡等があれば、そちらのほうに移っていただいても大丈夫でしょうか。

○事務局 そうしましたら、今、皆様からご了承いただきましたので、また10月に次回を開催させていただきたいと思います。例年、第3から第4週目に実施させていただいておりますので、また日程調整を早目にさせていただきたいと思います。今年度、福祉会館の建てかえのことで、会議室がかなり埋まってしまっていて、使える日が限られてしまっていますので、調整させていただきながら、候補日を選定して、ご相談させていただきたいと思います。また、部長や課長が出席できるように、議会などの関係とも照らし合わせて、ぎりぎりになってしまいますが、日程調整をお願いしていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議事録につきましては、またでき次第、皆様に中を見ていただく形で送らせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○馬場会長 時間的に少し余裕があるかと思いますが、どうでしょうか。今日のこの議題以外でも、2年間の任期で委員をしてくださった方々で、振り返って、何か改めてのご意見とかがあれば、少し補足していただいてもと思いますが、大丈夫でしょうか。

そうしましたら、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —